

中国最新法令 < 速報 >

※月2回発行

2024年3月22日号(No.419)

I. 重要法令等の解説

1. 「国家秘密保護法(改正)」

II. 注目法令等の紹介

1. 「薬品監督管理行政処罰裁量適用規則」

2. 「工業情報化部行政不服審査実施規則」

III. その他の法令等一覧

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.mhmjapan.com/>

本号編集責任者：石本 茂彦

I. 重要法令等の解説

1. 「国家秘密保護法(改正)」¹

全人代常務委員会 2024年2月27日公布、2024年5月1日施行

執筆担当：沈 暘、塩崎 耕平、鈴木 幹太

改正国家秘密保護法は、2023年10月25日に第二次改正草案の意見募集²が行われた後、全人代常務委員会による審議を経て、2024年2月27日に公布、2024年5月1日より施行される。

今回の改正では、共産党による国家秘密保護業務に対する指導が明記された。また、国家秘密保護制度について、秘密情報システムの管理制度、インターネットにおける秘密管理制度を強化した。国家秘密に関わる業務に従事する企業、事業団体は、相応の秘密保持管理能力を備え、国家の秘密保護規定を遵守する旨明記された。このほか、国家秘密には該当しないが、漏洩した場合一定の不利な影響をもたらす恐れのある事項を「業務秘密」(原文「工作秘密」)として、別途業務秘密管理規則を制定し、それに従い、必要な保護措置を講じる旨を規定した。

(1) 国家秘密保護業務機関、秘密保護義務者

今回の国家秘密保護法の改正(以下「本改正」という。)では、「共産党による国家秘密保護業務の指導を堅持する」と明記し、中央秘密保護業務指導機構が全国の秘密保護業務を指導する機構であると定められている。そして、国家秘密保護行政管理部門及び県レベル以上の地方各レベルの秘密保護行政管理部門が、全国及び各地方の秘密保護業務を主管するとしている。

また、国家機関及び武装組織、各政党及び人民団体、企業事業組織及びその他の社会組織、並びに公民はすべて秘密保護義務者と定められており(5条2項)、国家機関(以下「機関」という。)及び国家秘密に関わる企業等(原文:「単位」、以下「秘

¹ 原文「保守国家秘密法」

² [本ニュースレター2023年11月24日号\(No.411\)](#)をご参照

密関連企業等」という。)は秘密保護業務責任制を実行し、法に基づき秘密保護業務の機構又は専任の秘密業務担当者を設置する義務が設けられた(8条)。

(2) 秘密保護事項の確定等

本改正では、国家秘密の定義自体は、現行の国家秘密保護法(以下「現行法」という。)から変更されておらず(2条)、国家秘密として認定する範囲も現行法の規定が維持されている(13条)。国家秘密は、その重要性によって「極秘」、「機密」、「秘密」の三つの秘密等級に分けられている(14条)。国家秘密及び秘密等級の具体的範囲(以下「秘密保護事項範囲」という。)については、国家秘密保護行政管理部門が単独又は関連する中央国家機関と共同して確定する(15条1項)。秘密保護事項範囲の確定は、必要、合理の原則に従い、状況の変化により適時に調整することとされている(15条3項)。

機関及び秘密関連企業等は、秘密保護事項範囲の規定に基づき、国家秘密の等級を決定すると同時に、秘密保護期限及び知得範囲を確定する(19条)。機関及び秘密関連企業等は、国家秘密を掲載する媒体、国家秘密である設備、製品に国家秘密の標識を付する義務を有するが、本改正では、それらに加え、国家秘密に関わる電子ファイルに対しても、国家秘密標識を付することを義務として定めた(22条)。

上記のほか、本改正では、機関及び秘密関連企業等は、確定した国家秘密について、毎年審査しなければならない、秘密保護期間を延長する必要がある場合、期間満了前に、改めて秘密の等級、秘密保護期間及び知得範囲を確定する必要があると規定された(24条)。

(3) 秘密情報システムの管理

国家秘密を保存、処理するコンピューター情報システム(以下「秘密情報システム」という。)については、秘密に関わる程度によって等級管理を行い、秘密情報システムの計画、建設、運営、維持は国家秘密保護に関する規定と標準に基づき行う。秘密情報システムが運用を開始した後も、定期的なリスクアセスメントを行う義務がある(30条)。また、機関及び秘密関連企業等は情報システム、情報設備の秘密保護管理について、適時に秘密保護のリスクを発見するため、自らを監督管理する設備、施設を設けなければならない(31条)。

(4) インターネットにおける秘密保護

本改正では、インターネット情報の制作、複製、公布、伝達は、国家秘密保護に関する規定を遵守する必要があることを明記した(33条)。

また、ネットワーク運営者について、ネットワークのユーザーが公布した情報の管理を強化し、監督機関、秘密保護行政管理部門、公安、国家安全機関による国家秘密漏えいの疑いを有する事件の調査について協力し、国家秘密漏えいの疑いがある情報の伝達を中止し、記録を保存して秘密保護管理行政部門等に報告する義務を有する

と規定している。さらに、秘密保護管理行政部門等の要求に基づき、国家秘密漏えいに関連する情報の削除、及び関連設備の技術処理をしなければならないと定められている（34条）。

(5) 国家秘密に関わる業務に従事する企業、事業団体の義務

国家秘密に関わる業務に従事する企業、事業団体は、相応の秘密保護管理能力を備え、国家の秘密保護に関する規定を遵守する旨が明記された（41条1項）。国家秘密に関わる貨物、サービスを購入する秘密業務関連機関等に加え、本改正において、国家秘密に直接に関わるプロジェクトを建設、設計、施行、監理等する企業等は、国家の秘密保護に関する規定を遵守することが明記された（42条1項）。

(6) 業務秘密

機関及び秘密関連企業等が職務を履行する過程で生じた又は取得した、国家秘密には該当しないが、漏洩した場合に「一定の不利な影響をもたらす恐れのある事項」は、業務秘密（原文「工作秘密」）として、業務秘密管理規則を適用し、必要な保護措置を講じる旨が、末尾の附則に追加された（64条）³。具体的な管理規則は別途定めるものとされている。国家秘密に該当しない情報等も一定の範囲で保護を義務付ける形となっており、企業の事業活動に際して収集できる情報の範囲に影響する可能性もある。管理規則の制定及び実務の動向に留意する必要がある。

（全 65 条）

II. 注目法令等の紹介

1. 「薬品監督管理行政処罰裁量適用規則」⁴

国家薬品监督管理局 2024年2月21日公布、2024年8月1日施行

執筆担当：柴 颯、井村 俊介

本規則は、2013年1月1日に施行された「薬品及び医療機器行政処罰裁量適用規則」（以下「現行規則」という。）に代替するものとして、薬品及び医療機器に関する行政処罰について適用される規則であり、これらに加えて、化粧品監督管理条例に

³ 「業務秘密」という用語は、以前から、中国の公務員法において規定されている（14条、59条）。公務員法には、定義は規定されていないが、国家秘密保護行政管理部である国家秘密保護局のホームページにおいて、業務秘密について、「政府機関（原文では「机关单位」）が公務活動及び内部管理において生じた事項及び情報で、漏えいした場合、管理職能の正常の行使に影響し、業務機関の業務秩序を妨害しうる事項」と説明している。また、本改正の意見募集稿では、業務秘密について「国家秘密に該当しない事項であっても、機関、企業等による業務の正常な履行を妨げる事項、又は国の安全、公共の利益に悪影響をもたらしうる事項」と規定されていたが、正式に公布された本改正では、上記のとおり「国家秘密には該当しないが、漏洩した場合、一定の不利な影響をもたらす恐れのある事項」というより広く解釈することも可能と思われる内容に修正された。

⁴ 原文「药品监督管理行政处罚裁量适用规则」

定める行政処罰についても本規則が適用されることになる（1条等）。

本規則は、薬品、医療機器、及び化粧品に関する行政処罰を下すにあたって、①どのような場合に当局に裁量を与えられるか、②当局が裁量権を行使する際にどのような手続を履践する必要があるか、及び③当局にどの程度の裁量を与えられているかといった事項について規定するものである。

本規則は、現行規則と比べて、特に①どのような場合に当局に裁量を与えられるかについてより詳細に規定しており、本規則の施行により、当局による行政処罰の裁量の基準がより明確になり、行政処罰内容の予測可能性が向上することが予想される。

（全 54 条）

2. 「工業情報化部行政不服審査実施規則」⁵

工業情報化部 2024 年 2 月 26 日公布、同日施行

執筆担当：張 超、青山 慎一

改正「行政不服審査法」（2024 年 1 月 1 日施行）⁶の実施の徹底を図るとして、工業情報化部は、同部における近年の不服審査実務を踏まえて、本規則を制定した。本規則は、工業情報化部に行政不服審査を申請する場合に適用される（26条）。本規則の主な内容は、①適用範囲と不服審査機構の職責等の明確化（2～3条、26条）、②不服審査の申請書類と受理手続の規範化（6～8条）、③不服審査の審理・決定手続の整備（9～14条）、④不服審査決定書・意見書の履行制度等の明確化（16～18条）、⑤不服審査業務保障の強化（19～23条）である。

（全 27 条）

III. その他の法令等一覧

2024 年 2 月 19 日から 2024 年 3 月 6 日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

1. 「交通運輸業界標準管理規則」
（原文：交通运输部行业标准管理办法）
（交通运输部、2024 年 2 月 7 日公布、2024 年 3 月 1 日施行）
2. 「重点生態保護修復対策に関する資金の管理規則」
（原文：重点生态保护修复治理资金管理办法）
（自然资源部、2024 年 2 月 1 日公布、2024 年 2 月 1 日施行）

⁵ 原文「工业和信息化部行政复议实施办法」

⁶ [本ニュースレター2023年9月29日号 \(No.407\)](#) をご参照

3. 「自動車金融会社監督管理格付規則」

(原文：汽车金融公司监管评级办法)

(国家金融監督管理総局、2024年2月19日公布、2024年2月19日施行)

セミナー情報

- セミナー 『《日系企業が押さえておくべき》中国赴任者のための『中国労働法』の基礎知識』
開催日時 2024年5月8日(水) 14:00~17:00
講師 五十嵐 充
主催 一般社団法人企業研究会

文献情報

- 論文 「中国会社法改正の解説①」
掲載誌 国際商事法務 Vol.52 No.2
著者 水本 真矢、森 康明、吉 佳宜、戴 樂天、沈 暘、張 雪駿 (共著)

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、張雪駿、沈暘、李昕陽

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 22 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大廈 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ beijing@mhm-global.com